

パブリックコメント制度の概要

計画や条例などの策定過程で、案の段階で住民から意見、要望などを募集し、最終案を決定していく手続きを導入するため、精華町パブリックコメントの実施に関する指針を制定しています。

■目的

- 1 透明性の向上を図るとともに説明責任を果たす
- 2 町民等の町政への参画促進
- 3 町民参加型の開かれた町政の推進

■パブリックコメントとは

町の基本的な事業・施策等を定める過程で、その立案段階における考え方や内容を公表し、提出された町民等の意見を考慮しながら、町の考え方を公表する一連の手続のことです。

■実施機関

町長（上下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長

■対象

- 1 町政に関する基本的な計画の策定又は変更
- 2 町政の基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃 など

■関連資料の公表

- 1 立案の趣旨、目的及び背景
- 2 計画等の案の概要
- 3 審議会等における検討状況の概要

■公表の方法

- 1 担当課窓口
- 2 町関係施設
- 3 町ホームページ
- 4 広報紙
- 5 町公式 SNS
- 6 計画等に関連する施設への配架など

■意見の提出

- 1 提出期間… 1 か月程度、ただし当該期間には年末年始休暇期間を除く
- 2 提出方法
 - (1) 書面による直接提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が必要と認める方法

■意見の処理

- 1 提出された意見等を考慮して、最終的な意思決定を行います。
- 2 提出された意見の全部又は一部、意見に対する町の考え方、修正の内容を公表します。

■案件の公表

実施している案件の一覧を作成し、町のホームページに掲載します。

■制度の実施時期

平成15年8月8日から施行しています。(令和6年4月1日一部改定)